



第一七八五号 令和四年五月二十七日受理 憲法改悪を許さないことにに関する請願 請願者 大阪府松原市 川口実 外四百五 紹介議員 伊藤 岳君 名	この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。
第一七八六号 令和四年五月二十七日受理 憲法改悪を許さないことにに関する請願 請願者 大阪市 寄川桂子 外四百五 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。
第一七八七号 令和四年五月二十七日受理 憲法改悪を許さないことにに関する請願 請願者 大阪市 原口幸子 外四百五 紹介議員 岩渕 友君 この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。
第一七八八号 令和四年五月二十七日受理 憲法改悪を許さないことにに関する請願 請願者 大阪市 仲里弘 外四百五 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。
第一七八九号 令和四年五月二十七日受理 憲法改悪を許さないことにに関する請願 請願者 大阪市 松浦実希 外四百五 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。
第一七九〇号 令和四年五月二十七日受理 憲法改悪を許さないことにに関する請願 請願者 大阪市 金城康雄 外四百五 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。
第一七九一号 令和四年五月二十七日受理 憲法改悪を許さないことにに関する請願 請願者 大阪市 金城康雄 外四百五 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。
第一七九二号 令和四年五月二十七日受理 憲法改悪を許さないことにに関する請願 請願者 大阪市 山下真理子 外四百五 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。
第一七九三号 令和四年五月二十七日受理 憲法改悪を許さないことにに関する請願 請願者 大阪市 大浦常吉 外四百五 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。
第一七九四号 令和四年五月二十七日受理 憲法改悪を許さないことにに関する請願 請願者 大阪府岸和田市 藤本磯子 外四 百五 紹介議員 武田 良介君 この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。
第一七九五号 令和四年五月二十七日受理 憲法改悪を許さないことにに関する請願 請願者 大阪市 八木鈴子 外四百五 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。
第一七九六号 令和四年五月二十七日受理 憲法改悪を許さないことにに関する請願 請願者 大阪市 西正敏明 外四百五 紹介議員 山添 拓君 この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。
第一七九七号 令和四年五月二十七日受理 憲法改悪を許さないことにに関する請願 請願者 大阪市 横浜洋子 外百二十六 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。
第一七九八号 令和四年六月一日受理 憲法改悪を許さないことにに関する請願 請願者 横浜市 大幡洋子 外百二十六 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。
第一七九九号 令和四年六月二日受理 憲法改悪を許さないことにに関する請願 請願者 愛知県豊田市 寺田勝美 外二百 紹介議員 田島麻衣子君 この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。
第一八〇〇号 令和四年六月一日受理 憲法改悪を許さないことにに関する請願 請願者 さいたま市 和田四郎 外四百四 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第一八〇一号 令和四年六月三日受理 憲法改悪を許さないことにに関する請願 請願者 さいたま市 和田四郎 外四百四 紹介議員 江崎 孝君 この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。
第一八〇二号 令和四年六月三日受理 憲法改悪を許さないことにに関する請願 請願者 埼玉県深谷市 柴岡祐真 外一万 紹介議員 伊藤 岳君 この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。
第一八〇三号 令和四年六月三日受理 憲法改悪を許さないことにに関する請願 請願者 さいたま市 加瀬茂明 外五千七 紹介議員 伊藤 岳君 この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。
第一八〇四号 令和四年六月六日受理 憲法改悪を許さないことにに関する請願 請願者 名古屋市 森田久枝 外百九十六 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。
第一八〇五号 令和四年六月六日受理 憲法改悪を許さないことにに関する請願 請願者 茨城県石岡市 大塚幸一 外五十 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。
第一八〇六号 令和四年六月六日受理 憲法改悪を許さないことにに関する請願 請願者 京都市 藤井眞 外九千六百六十 紹介議員 伊藤 岳君 三名 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	この請願の趣旨は、第一号と同じである。

## 二八〇八号)

第二七三五号 令和四年六月七日受理  
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 東京都江東区 小林悦子 外百十  
四名

紹介議員 大門実紀史君

安倍晋三元首相は、二〇一七年五月三日に二〇二〇年までに憲法を改正し、自衛隊を明記すると発言した。憲法第九十九条では憲法尊重擁護の義務を定めており、元首相の発言は憲法に違反するものであることは明らかである。この間、秘密保護法、戦争法、国税通則法、共謀罪などが強行成立させられてきた。国税通則法に盛り込まれた煽動罪は、かつて国税犯則取締法の罰則として規定され、税制・税務行政への批判を取り締まる弾圧法規として悪用されてきたものである。これらの法律は憲法に反しており、法律の専門家や戦争する国づくりに反対し、立憲主義回復、個人の尊厳を守れと声を上げる多くの人々が廃止を求めている。今、中小業者・国民の多くが望んでいるのは、安心して暮らし、営業することができる社会である。日本国憲法の国民主権、平和主義、個人の尊厳という基本理念が守りいかされる社会の実現こそ、貧困や格差、戦争をなくし、国際平和へ大きく貢献できる唯一の道である。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、日本国憲法の全条項を守り、国民の暮らしにいかすこと。

第二八〇七号 令和四年六月八日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 東京都墨田区 神野富也 外四百  
三十八名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二八〇八号 令和四年六月八日受理

憲法改悪を許さないことにに関する請願

請願者 東京都清瀬市 堀田知子 外四千  
九百九十五名

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

紹介議員 山添 拓君